

年 報

令和 7 年版
(2 0 2 5 年版)

活動期間 令和 7 年 1 月 ~ 令和 7 年 1 2 月分

長崎県労働委員会事務局

ま え が き

この年報は、令和7年1月から12月までの1年間に、長崎県労働委員会において取り扱った事件の内容及び処理状況並びに当委員会の活動状況等の概要を事務局で整理収録したものです。

令和7年に当委員会において取り扱った事件は、調整事件が2件、審査事件が0件、個別労働関係紛争事件が2件あり、それらの事件の終結状況（翌年への繰越しを除く）は、個別労働関係紛争事件が打切り1件となっております。

また、労働組合の資格審査や労働争議の実情調査を行ったほか、労働委員会の紛争解決制度について、労働者、労働組合及び事業主等に広く周知するため、機会を捉えて広報活動を実施しております。

特に、全国統一で「個別労働紛争処理制度」周知月間と定めている10月には、「休日労働相談会」を長崎市と佐世保市において各1回開催したほか、県・市町や関係団体等の広報誌への掲載やポスター・チラシの配布、バスターミナルへのデジタルサイネージ掲出など、幅広い媒体を活用して集中的に広報活動に取り組みました。

引き続き、労働委員会活動の広報に努めながら、労使紛争事件の迅速かつ的確な解決を目指してまいります。

この年報が、日頃より労働問題に関心を寄せておられる皆様方の御参考になれば幸いに存じます。

令和8年2月

長崎県労働委員会

事務局長 小 畑 英 二

目 次

第1章 労働委員会の概要

第1節 組 織	1
第2節 権 限	1
第3節 委 員	2
第4節 あっせん員候補者	4
第5節 事務局	6

第2章 労働委員会の活動

第1節 会 議	7
1 総 会	7
2 公益委員会議	17
3 連絡協議会・連絡会議	18
第2節 労働争議の調整	
1 調整事件の概要	22
2 取扱状況	25
3 事件記録	25
4 争議行為の予告通知	26
5 労働争議の実情調査	27
第3節 労働組合の資格審査	
1 資格審査制度の概要	29
2 審査の概要	29
第4節 不当労働行為事件の審査	
1 不当労働行為制度の概要	31
2 審査の概要	31
3 事件記録	32
4 再審査	33
5 行政訴訟	33
第5節 非組合員の範囲の認定・告示	
1 個別あっせんの概要	34
2 取扱状況	34
第6節 個別的労使紛争のあっせん	
1 個別あっせんの概要	35
2 取扱状況	36

第1章 労働委員会の概要

第1節 組 織

県労働委員会（以下「労働委員会」という）は、労働組合法第19条及び第19条の12の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における労働争議の調整、不当労働行為の判定等を行っている。

（１）委員会

労働委員会は、公益、労働者、使用者の各側を代表する委員、各同数をもって組織され、本県の場合、法令に基づき各側５名の総数15名である。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命し、その任期は２年である。

（２）あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働争議の解決に当たらせるため、学識経験を有し労働争議の解決に援助を与えることができる者に、労働委員会が委嘱することとされている。

（３）事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12の規定に基づきその事務を処理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長以下必要な職員が配置されている。

第2節 権 限

労働委員会がその権限に基づいて行う主な業務は、次のとおりである。

１．調整的業務

労働争議のあっせん、調停及び仲裁 （労働組合法第20条、労働関係調整法第10～35条、
地方公営企業等の労働関係に関する法律第14・15条）

２．準司法的業務

（１）労働組合の資格審査及び決定 （労働組合法第５・11条）

（２）不当労働行為救済申立ての審査及び命令 （同法 第27・27条の12）

（３）労働協約の地域的拡張適用に関する決議 （同法 第18条）

（４）公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求 （労働関係調整法第42条）

（５）地方公営企業等の職員のうち使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示等
（地方公営企業等の労働関係に関する法律第５条）

３．その他の業務

（１）公益事業における争議行為予告通知の受理 （労働関係調整法第37条）

（２）争議行為発生届の受理 （同法 第９条）

（３）労働争議の実情調査 （労働委員会規則第62条の２）

（４）公共職業安定所に対する争議の状況の通報 （職業安定法第20条）

（５）個別的労使紛争のあっせん （個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条、
個別的労使紛争のあっせんに関する要綱）

第3節 委員

令和7年は、第42期委員（令和5年11月1日任命）及び第43期委員（令和7年11月1日任命）で運営され、委員は、以下のとおりである。

○第42期委員（任期：令和5年11月1日～令和7年10月31日）

区分	氏 名	職 業	備 考
公益委員	会長 國 弘 達 夫	弁護士	H 7. 4.28 就任
	会長代理 福 澤 勝 彦	長崎大学 名誉教授	H11.11. 1 就任
	堀 江 憲 二	弁護士	H15.11. 1 就任
	山 下 肇	弁護士	H23.11. 1 就任
	矢 野 生子	長崎県立大学 経営学部教授	H27.11. 1 就任
労働者委員	宮 崎 辰 弥	日本労働組合総連合会 長崎県連合会オルガナイザー	H29.11. 1 就任
	高 藤 義 弘	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長	R 1.11. 1 就任
	本 田 恵美子	全日本自治団体労働組合 長崎県本部特別執行委員	R 1.11. 1 就任
	塩 田 淑 文	三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地区本部執行委員長	R 3.11. 1 就任
	菊 永 昌 和	全日本自治団体労働組合 長崎県本部執行委員長	R 5.11. 1 就任
使用者委員	川 口 勇一郎	キングタクシー株式会社 代表取締役社長	H23.11. 1 就任
	永 江 圭 爾	株式会社昭和堂 専務取締役	H25.11. 1 就任
	岩 根 信 弘	長崎観光貿易株式会社 取締役	H27.11. 1 就任
	小 野 裕 子	株式会社日本冷熱 監査役	R 3.11. 1 就任
	峯 下 隆 久	長崎県経営者協会 専務理事	R 5.11. 1 就任

○第43期委員（任期：令和7年11月1日～令和9年10月31日）

区分	氏 名	職 業	備 考
公益委員	会長 山下 肇	弁護士	H23.11. 1 就任
	会長代理 矢野 生子	長崎県立大学 経営学部教授	H27.11. 1 就任
	河村 有教	長崎大学 多文化社会学部准教授	R 7.11. 1 就任
	川島 陽介	弁護士	R 7.11. 1 就任
	佐藤 敬弘	弁護士	R 7.11. 1 就任
労働者委員	宮崎 辰弥	日本労働組合総連合会 長崎県連合会オルガナイザー	H29.11. 1 就任
	本田 恵美子	全日本自治団体労働組合 長崎県本部特別執行委員	R 1.11. 1 就任
	菊永 昌和	全日本自治団体労働組合 長崎県本部執行委員長	R 5.11. 1 就任
	岩永 洋一	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長	R 7.11. 1 就任
	寺脇 克典	三菱重工労働組合 長崎造船支部執行委員長	R 7.11. 1 就任
使用者委員	川口 勇一郎	キングタクシー株式会社 代表取締役社長	H23.11. 1 就任
	永江 圭爾	株式会社昭和堂 専務取締役	H25.11. 1 就任
	岩根 信弘	長崎観光貿易株式会社 取締役	H27.11. 1 就任
	小野 裕子	株式会社日本冷熱 監査役	R 3.11. 1 就任
	峯下 隆久	長崎県経営者協会 専務理事	R 5.11. 1 就任

（令和7年12月31日現在）

第4節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働委員会が労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づいて、労働争議のあっせんを行わせその解決を図るため、学識経験者等の中から適任者を選び委嘱しているものである。

令和7年における委嘱状況は次のとおりである。

○長崎県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	職 業	委嘱年月日	備 考
		解任年月日	
國 弘 達 夫	弁護士	H 7. 5. 8	会 長
		R 7.11. 5	
福 澤 勝 彦	長崎大学 名誉教授	H11.11. 5	会 長 代 理
		R 7.11. 5	
堀 江 憲 二	弁護士	H15.11. 5	公 益 委 員
		R 7.11. 5	
山 下 肇	弁護士	H23.11. 7	公 益 委 員 R7.11.5より 会 長
矢 野 生 子	長崎県立大学 経営学部教授	H27.11. 5	公 益 委 員 R7.11.5より 会 長 代 理
河 村 有 教	長崎大学 多文化社会学部准教授	R 7.11. 5	公 益 委 員
川 島 陽 介	弁護士	R 7.11. 5	公 益 委 員
佐 藤 敬 弘	弁護士	R 7.11. 5	公 益 委 員
宮 崎 辰 弥	日本労働組合総連合会 長崎県連合会オルガナイザー	H29.11. 6	労働者委員
高 藤 義 弘	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長	R 1.11. 5	労働者委員
		R 7.11. 5	
本 田 恵 美 子	全日本自治団体労働組合 長崎県本部特別執行委員	R 1.11. 5	労働者委員
塩 田 淑 文	三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地区本部執行委員長	R 3.11. 5	労働者委員
		R 7.11. 5	

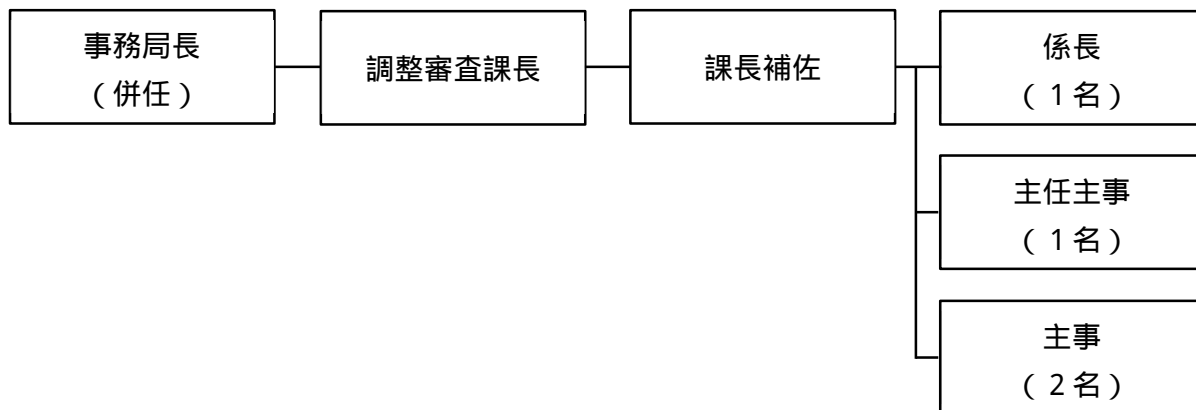
氏 名	職 業	委嘱年月日	備 考
		解任年月日	
菊 永 昌 和	全日本自治団体労働組合 長崎県本部執行委員長	R 5.11. 6	労働者委員
岩 永 洋 一	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長	R 7.11. 5	労働者委員
寺 脇 克 典	三菱重工労働組合 長崎造船支部執行委員長	R 7.11. 5	労働者委員
川 口 勇 一 郎	キングタクシー株式会社 代表取締役社長	H23.11. 7	使用者委員
永 江 圭 爾	株式会社昭和堂 専務取締役	H25.11. 5	使用者委員
岩 根 信 弘	長崎観光貿易株式会社 取締役	H27.11. 5	使用者委員
小 野 裕 子	株式会社日本冷熱 監査役	R 3.11. 5	使用者委員
峯 下 隆 久	長崎県経営者協会 専務理事	R 5.11. 6	使用者委員
田 中 紀 久 美	労働委員会事務局長	R 5. 4. 5	職 員
		R 7. 4. 7	
小 畑 英 二	労働委員会事務局長	R 7. 4. 7	職 員
西 平 能 成	労働委員会事務局調整審査課長	R 5. 4. 5	職 員

(令和 7 年12月31日現在、解任者については解任時点)

第5節 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12の規定に基づき、労働委員会の事務を処理するために設置され、事務局長以下必要な職員が配置されている。

○組織



(令和7年12月31日現在)

○分掌事務

- ・総務に関すること
- ・総会に関すること
- ・年報の作成及び広報に関すること
- ・争議行為発生届の受理に関すること
- ・公益事業における争議行為予告通知の受理に関すること
- ・争議行為のあっせん、調停及び仲裁に関すること
- ・労働争議の実情調査に関すること
- ・公益委員会議に関すること
- ・労働組合の資格審査及び決定に関すること
- ・不当労働行為救済申立ての審査及び命令に関すること
- ・労働協約の地域的拡張適用の決議に関すること
- ・公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求に関すること
- ・地方公営企業等の職員のうち、使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示等に関すること
- ・個別的労使紛争のあっせんに関すること

第2章 労働委員会の活動

第1節 会議

1 総会

総会は、労働委員会規則第4条の規定に基づき、毎月2回（原則として5日、21日）定例的に開催されるほか、必要に応じて会長の招集又は事務局長の招請により臨時に開催することができる。

この会議に付議される事項は、労働委員会規則第5条第1項に定められた、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱・解任、調停・仲裁の開始、会長・会長代理の選挙等である。

このほか会議議題は、承認事項、同意事項、報告事項が下記のとおりである。

総会議題分類は次のとおりである。

付議事項

1. 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用
2. あっせん員候補者の委嘱及び解任
3. 臨時のあっせん員の委嘱
4. 調停及び仲裁の開始
5. 委員の罷免の同意並びに会長及び会長代理の選挙
6. 事務遂行上必要と認める、使用者及び労働組合等に対する要求、臨検検査並びに臨検検査を行わせる者の指名
7. 規則の制定及び改廃に関する事項
8. 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免
9. 議決事項についての委員の直接利害関係の有無
10. 無料の職業紹介事業又は労働者供給事業を行おうとするときの労働組合の資格審査開始の決定
11. 小委員会の設置
12. 総会の公開
13. その他会長が必要と認める事項

承認事項

1. 事項が緊急又は日常軽易なもので、会長が総会に付議する以前に処理をしたとき。
2. 公益委員会議の際、ある特定の事項について委員を指名し、議事をつかさどらせるとき。
3. 総会の議事録

同意事項

- 1．特別調整委員が、総会において、その関係する調停又は仲裁事件について意見を述べようとするとき。
- 2．会長が、総会の経過の全部又は一部を公表しようとするとき。

報告事項

- 1．公益委員会議における決定
- 2．必要に応じての調停、仲裁及び小委員会の会議の経過及び結果
- 3．審査の開始及び再開、事件の移送、申立ての却下、申立ての取下げ、和解の成立、命令書の写しを交付した旨
- 4．緊急命令又は確定した命令に使用者が従わない旨
- 5．確定判決により支持された命令に使用者が従わない旨
- 6．緊急命令の申立てをした旨及びその処分に対する再審査の申立てがあった旨
- 7．公益事業における争議行為予告違反につき審査を開始した旨及び当該当事者に警告をした旨、また、その審査の結果
- 8．公益事業における争議行為予告通知及びその実情
- 9．あっせん、調停の経過
- 10．その他会長が必要と認める事項

また、総会議題の提案順序については、次のとおりである。

- 1．承認事項
- 2．付議事項
- 3．同意事項
- 4．報告事項
- 5．その他

令和 7 年の総会開催状況は次のとおりである。

回数	月日	議題
1930	1.14	1．承認事項 ・ 第1929回定例総会議事録について 2．その他 ・ 次回総会(1/21)での長崎県労働委員会研修会の開催について ・ 12月の委員活動について ・ 配付資料について
1931	1.21	1．承認事項 ・ 第1930回定例総会議事録について 2．その他 ・ 令和 7 年度の定例総会日程(案)について ・ 配付資料について ・ 連絡事項
1932	2.21	1．承認事項 ・ 第1931回定例総会議事録について 2．報告事項 (1) 個別あっせん事件 ○ 令和 7 年(個)第 1 号個別あっせん事件 (2) 労働組合資格審査 ○ 令和 7 年(資)第 1 号 3．その他 ・ 第 4 回労委労協命令研究会(1/23開催)の報告について ・ 令和 7 年度会議開催計画について ・ 1 月の委員活動について ・ 配付資料について ・ 連絡事項

回数	月日	議題
1933	3.5	1. 承認事項 ・第1932回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 争議行為の予告通知 ○長崎県民主医療機関連合会労働組合 3. その他 ・全基連個別紛争解決研修(2/20開催)の報告について ・第92回九州労働委員会連絡協議会について ・今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会「中間報告」について ・長崎県労働委員会研修会 アンケートのお願いについて ・ヤング講座(2/6、諫早農業高校にて実施)の報告について ・ながさきW E B 県政アンケート_令和6年度労働委員会の認知度等アンケートについて(情報共有) ・2月の委員活動について ・配付資料について ・連絡事項
1934	3. 21	1. 承認事項 ・第1933回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 争議行為の予告通知 ○(私鉄総連) 長崎バスユニオン ○(私鉄総連) 島原鉄道労働組合 ○(私鉄総連) 壱岐交通労働組合 ○(私鉄総連) 対馬交通労働組合 ○(私鉄総連) 五島バス労働組合 (2) 長崎県民主医療機関連合会労働組合による争議行為の発生について 3. その他 ・九州地区労働委員会使用者委員代表者会議(3/6～7開催)の報告について ・配付資料について ・連絡事項

回数	月日	議題
1935	4. 7	1．承認事項 ・第1934回定例総会議事録について 2．付議事項 ・あっせん員候補者の解任と委嘱について 3．報告事項 (1) 争議行為の実情調査 ○(私鉄総連) 長崎バスユニオン ○(私鉄総連) 島原鉄道労働組合 ○(私鉄総連) 五島バス労働組合 ○(私鉄総連) 対馬交通労働組合 ○(私鉄総連) 壱岐交通労働組合 (2) 生活協同組合ララコープ労働組合による争議行為の発生について 3．その他 ・第92回九州労働委員会連絡協議会について ・定例総会等のウェブによる出席について ・3月の委員活動について ・配付資料について ・連絡事項
1936	4.21	1．承認事項 ・第1935回定例総会議事録について 2．報告事項 (1) 個別あっせん事件 ○令和7年(個)第1号個別あっせん事件 3．その他 ・労委労協命令研究会(4/8開催)の報告について ・令和7年度労働委員会研修会の実施計画(案)について ・配付資料について ・連絡事項
1937	5. 7	1．承認事項 ・第1936回定例総会議事録について 2．その他 ・令和7年度九州労働委員会会長会議・事務局長会議(4/24開催)の報告について ・令和7年度長崎県産業支援制度説明会(4/9～23開催)の報告について ・令和7年度労働委員会研修会の開催について ・4月の委員活動について ・配付資料について

回数	月日	議題
1938	5.21	1. 承認事項 ・第1937回定例総会議事録について 2. その他 ・第92回九州労働委員会連絡協議会の報告について ・令和7年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組予定について ・配付資料について ・連絡事項
1939	6. 5	1. 承認事項 ・第1938回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 調整事件 ○令和7年(調)第1号あっせん事件 (2) 労働争議の実情調査 ○長崎県民主医療機関連合会労働組合 3. その他 ・ながさき県政出前講座(5/26実施)の報告について ・令和7年度九州・沖縄地区労使関係セミナーについて ・5月の委員活動について ・配付資料について ・連絡事項
1940	6.23	1. 承認事項 ・第1939回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 調整事件 ○令和7年(調)第1号あっせん事件 (2) 争議行為の予告通知 ○オリエンタルエアブリッジ整備労働組合 3. その他 ・令和7年度全国労働委員会会長連絡会議・事務局長連絡会議について(報告) ・配付資料について
1941	7. 7	1. 承認事項 ・第1940回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 労働争議の実情調査 ○オリエンタルエアブリッジ整備労働組合 3. その他 ・6月の委員活動について ・配付資料について

回数	月日	議題
1942	7.22	1. 承認事項 ・第1941回定例総会議事録について 2. その他 ・九プロ労委労協命令研究会(7/10開催)の報告について ・令和7年度第2回労働委員会研修会の開催日程について(9/24開催予定) ・令和7年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組予定について ・配付資料について
1943	8. 5	1. 承認事項 ・第1942回定例総会議事録について 2. その他 ・令和7年度公労使合同研修について ・令和7年度公労使委員個別紛争専門研修について ・第80回全国労働委員会連絡協議会総会について ・7月の委員活動について ・配付資料について ・連絡事項
1944	8.21	1. 承認事項 ・第1943回定例総会議事録について 2. その他 ・配付資料について
1945	9. 5	1. 承認事項 ・第1944回定例総会議事録について 2. その他 ・令和7年度における労使関係セミナーの開催について(10/29開催) ・8月の委員活動について ・連絡事項
1946	9.24	1. 承認事項 ・第1945回定例総会議事録について 2. その他 ・令和7年度九州沖縄地区労使関係セミナー(10/29開催)について ・配付資料について ・連絡事項

回数	月日	議題
1947	10.6	1. 承認事項 ・第1946回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 調整事件 ○令和7年(調)第2号あっせん事件 3. その他 ・九州地区労働委員会使用者委員研修会(9/25～26開催)の報告について ・令和7年度第3回労働委員会研修会の開催日程について ・9月の委員活動について ・連絡事項
1948	10.21	1. 承認事項 ・第1947回定例総会議事録について 2. その他 ・令和7年度九州労働委員会公益委員連絡会議(10/9実施)の報告について ・ながさき県政出前講座(10/16実施)の報告について ・配付資料について ・連絡事項
1949	11.5	1. 事務局長あいさつ 2. 第43期委員自己紹介 3. 事務局職員紹介 4. 付議事項 (1) 会長の選挙について (2) 会長代理の選挙について 5. 労側・使側の幹事委員について

回数	月日	議題
1950	11. 5	1. 承認事項 ・第1948回定例総会議事録について 2. 付議事項 ・あっせん員候補者の解任と委嘱について 3. 報告事項 (1) 個別あっせん事件 ○令和7年(個)第2号個別あっせん事件 4. その他 ・定例総会等のウェブによる出席について ・会議(特に定例総会)を欠席する場合の連絡について ・旅費制度の改正に伴う留意点と旅行手配に係るご協力のお願について ・令和7年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組結果について ・次回定例総会(11/21)後の長崎県労働委員会研修会の開催について ・10月の委員活動について(第42期委員のみ) ・配付資料について ・連絡事項
1951	11. 21	1. 承認事項 ・第1949回臨時総会及び第1950回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 調整事件 ○令和7年(調)第2号あっせん事件 (2) 個別あっせん事件 ○令和7年(個)第2号個別あっせん事件 (3) 争議行為の予告通知 ○(私鉄総連) 長崎バスユニオン 3. その他 ・第80回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について ・配付資料について ・連絡事項
1952	12. 5	1. 承認事項 ・第1951回定例総会議事録について 2. その他 ・令和7年度公労使委員個別紛争専門研修(12/1～2開催)の報告について ・11月の委員活動について ・配付資料について ・連絡事項

回数	月日	議題
1953	12.22	1．承認事項 ・第1952回定例総会議事録について 2．報告事項 (1) 労働争議の実情調査 ○ (私鉄総連) 長崎バスユニオン 3．その他 ・第93回九州労働委員会連絡協議会の本県提出議題及び事例について ・第81回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)について ・源泉徴収票等の法定調書に係る確認について ・令和8年1月13日(火)の定例総会について ・配付資料について

2 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで構成される会議で、不当労働行為事件の判定など労働委員会の準司法的機能を担う意思決定機関である。

この会議で審議決定される主な事項は、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査
- (2) 不当労働行為の成否の判定及び命令の内容
- (3) 不当労働行為事件の申立書記載要件の補正、当事者の追加、申立の却下
- (4) 不当労働行為事件の審査の実効を確保するために必要な措置の勧告

令和 7 年の開催状況は次のとおりである。

回数	月日	付議事項
1007	2.21	・労働組合資格審査（令和 7 年（資）第 1 号）について
1008	9. 5	・労働組合資格審査（令和 7 年（資）第 2 号）について

3 連絡協議会・連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理につき必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長・事務局長・課長等の連絡会議が全国及び地域別に開催されている。

令和7年の開催状況は次のとおりである。

(1) 委員関係

○全国会議

会 議 名 等	議 題 等
全国労働委員会会長連絡会議 R7. 6.13 和歌山県：ダイワロイネットホテル 和歌山	講演：「今後の労働基準関係法制の方向性について」 議題懇談：和解の取組について
第80回全国労働委員会連絡協議会総会 R7.11.13～14 東 京 都：東京大学大講堂(安田講堂) 出席委員：公益委員 山下、矢野 労側委員 宮崎、岩永 使側委員 岩根、峯下	講演：「労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実」 1 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について 2 コロナ禍の教訓から学ぶ

○ブロック会議

会 議 名 等	議 題 等
九州労働委員会会長会議 R7. 4.24 大 分 県：大分県庁新館	1 労使紛争を繰り返す事例への労働委員会の対応について 2 労働委員会と都道府県労働局等との連携等、労働委員会の活性化策について(情報交換)
第92回九州労働委員会連絡協議会 R7. 5.15～16 福 岡 県： 西鉄イン福岡アクロス福岡前、 ソラリア西鉄ホテル福岡 出席委員：公益委員 福澤、山下 労側委員 高藤、本田 使側委員 永江、小野	講演：「労働委員会の救済命令と取消訴訟～最近の労使命令に対する司法審査～」 1 業務委託契約に基づき飲食店の運営を行う組合員の労働者性について 2 個別労働関係紛争あっせん事件についての特徴的な事例の検討 3 労働委員会の実務へのITの活用について～九州各県労働委員会の状況～(情報共有)

会 議 名 等	議 題 等
九州労働委員会公益委員連絡会議 R7.10.9 宮 崎 県：宮崎県防災庁舎 出席委員：公益委員 福澤、矢野	講演：「労働委員会制度の役割 - 制度 8 0 年の展開から考える」 1 退職代行業の実施を主たる目的とする労働組合に対する資格審査について 2 「会社を辞めたくないが、セクハラやパワハラで職場環境が悪いため、会社に行きたくない」などの集団的解決が適していると考えられる相談を受けた場合の労働委員会の対応について

(2) 事務局関係

○ 全国会議

会 議 名 等	議 題 等
全国労働委員会事務局長連絡会議 R7.6.12 和歌山県：ダイワロイネットホテル 和歌山	議事： 1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 その他 議題懇談： 1 外国人労働者にかかる事案への対応について 2 事務局職員の人材育成等について
全国労働委員会事務局審査主管課長会議 R7.10.23 東 京 都：労働委員会会館	1 労働組合法第 2 条の「主体」性について 2 労働委員会の民事訴訟の I T 化への対応について 3 労働委員会事務局における人材確保・育成について
全国労働委員会事務局調整主管課長会議 R7.10.24 東 京 都：労働委員会会館	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告 3 都道府県労働委員会からの業務報告

○ブロック会議

会 議 名 等	議 題 等
九州労働委員会事務局調査研究会議 (審査部門) R7. 1.30～31 宮 崎 県：宮崎県庁防災庁舎	1 いわゆる一人親方や事業主である組合員が所属する組合の資格審査について 2 直近の組合資格審査で適合決定を受けた労働組合から再度組合資格審査の申請がなされた場合の対応について 3 団交拒否について 4 支配介入意思と労組法 7 条 3 号の成否について 5 不当労働行為救済命令を履行しようとする被申立人(使用者)からの協議に申立人(労働組合)が応じない場合の履行確認方法について 6 不当労働行為事件審査の迅速化のための取組について(情報交換) 7 労働組合法等に係る公益通報への対応について(情報交換) 8 当事者双方の代理人として弁護士がついていない事案への対応(情報交換) 9 救済利益について
九州労働委員会事務局長会議 R7. 4.24 大 分 県：大分県庁新館	1 令和 6 年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算(案)の承認について 2 九州労働委員会協議会に係る研修等の事務処理要領の一部改定について(協議) 3 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について(協議) 4 令和 7 年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算(案)の承認について 5 労働委員会規則第 8 7 条の「委員会の相互援助」の活用等について 6 審査等の迅速化のための代理人との日程調整等について(情報交換)

会 議 名 等	議 題 等
九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整部門) R7. 7.10～11 鹿児島県：鹿児島県庁	1 調停事件等について 2 労災が絡むあっせん及び派遣労働者からのあっせんについて 3 あっせんの進め方について(情報交換) 4 関係機関との連携についての取組事例(情報交換) 5 会長と利益相反関係にある者からの申請に関する会長の職務の取扱いについて 6 労働局のあっせんで被申請者の不応諾によりあっせん打ち切りとなった事件が労働委員会に持ち込まれ、あらためてあっせんを申請することとなった場合の取扱いについて 7 特性を持ったあっせん申請者への対応について(情報交換) 8 あっせん(集団・個別)事件に係る、被申請者への事務局調査における使用者委員の同行について(情報交換) 9 紛争の原因となる行為の発生から長期間経過している事件について 10 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について
九州労働委員会事務局課長会議 R7. 8.28 熊本県：くまもと県民交流館パレア	1 令和8年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について(協議) 2 令和8年度調査研究会議の研修内容等について(協議) 3 審査事件への対応について(情報交換) 4 労働委員会の認知度向上に向けた取組について(情報交換) 5 労働相談等における「労働組合」の紹介について(情報交換) 6 被申請者(使用者側)における最終決定権限を持つ者があっせんに出席しない場合の対応について(情報交換) 7 「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会中間報告」を受けた労働局及び労働基準監督署との連携について(情報交換) 8 ペーパーレス化の推進とデジタルツールの導入について(情報交換)

第2節 労働争議の調整

1 調整事件の概要

労働委員会で行う労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の3種類である。

令和7年の取扱件数は2件で、以下のとおりである。

(1) 取扱件数

1-1表：調整区分別取扱件数

	R3	R4	R5	R6	R7
あ っ せ ん	3	3(2)	1	1(1)	2
調 停					
仲 裁					
計	3	3(2)	1	1(1)	2

(注)()前年からの繰越で内数

1-2表：業種別件数（新規事件）

	R3	R4	R5	R6	R7
農 業 , 林 業					
漁 業					
鉱業, 砕石業, 砂利採取業					
建 設 業					
製 造 業					
電気・ガス・熱供給・水道業					
情 報 通 信 業					
運 輸 業 , 郵 便 業	1				
卸 売 業 , 小 売 業					
金 融 業 , 保 険 業					
不動産業, 物品賃貸業					
学術研究, 専門・技術サービス業					
宿泊業, 飲食サービス業					
生活関連サービス業, 娯楽業		1			1
教 育 , 学 習 支 援 業					
医 療 , 福 祉	2		1		1
複 合 サ ー ビ ス 事 業					
サ ー ビ ス 業					
公 務					
計	3	1	1	0	2

(2) 申請者等

2-1表：申請者別件数（新規事件）

	R3	R4	R5	R6	R7
労 働 組 合	3	1	1		2
使 用 者					
労働委員会の職権					
計	3	1	1	0	2

2-2表：労働組合規模別件数（該当事業所内の組合員数別、新規事件）

	R3	R4	R5	R6	R7
29人 以下	2	1	1		1
30 ～ 99人					1
100 ～ 299人					
300人 以上	1				
計	3	1	1	0	2

(3) 調整事項

3-1表：調整事項別件数（新規事件）

	R3	R4	R5	R6	R7
賃 金 等	1				
給与以外の労働条件					1
経 営 又 は 人 事					2
団 交 促 進	2	1	1		
そ の 他					1
計	3	1	1	0	4

（注）1 件に複数の調整事項が含まれることもあるので、他表の件数とは一致しないことがある。

(4) 終結区分

4-1表：終結区分別取扱件数

	R3	R4	R5	R6	R7
解 決	1	2			
取 下 げ		1		1	
打 切 り ・ 不 調					
計	1	3	0	1	0
（ 繰 越 ）	2		1		2

(5) 所要日数

5-1表：調整所要日数別取扱件数

所要日数・年次別	R3	R4	R5	R6	R7
1 ~ 10日					
11 ~ 20日					
21 ~ 30日					
31 ~ 50日					
51 ~ 90日					
91日 以上	1	3		1	
計	1	3	0	1	0

(注) 処理日数はあっせん員指名の日から終結までの日数。

2 取扱状況

番号	事件番号	調整区分	調整事項	申請者	申請年月日	終結区分	調整回数	処理日数	あっせん員
					終結年月日				
1	7 (調) 1	あっせん	・ 給与以外の労働条件 (業務内容の遵守) ・ 経営又は人事 (組合員の差別待遇等) ・ その他 (就業規則の新旧対照表提出等)	労	R7. 5. 26	(繰越)	-	-	(公) 山下 (公) 矢野 (労) 本田 (労) 菊永 (使) 岩根 (使) 小野
					-				
2	7 (調) 2	あっせん	・ 経営又は人事 (決算書類の提出、 人員不足への明確な方針の提示)	労	R7. 10. 1	(繰越)	1	-	(公) 山下 (公) 河村 (労) 宮崎 (労) 寺脇 (使) 岩根
					-				

(注) 処理日数はあっせん員指名の日から終結までの日数。

3 事件記録(終結した事件)

令和7年に終結した事件はない。

4 争議行為の予告通知

公益事業の関係当事者が争議行為をしようとする場合、労働関係調整法第37条の規定に基づき、その10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は県知事にその旨を通知しなければならない。なお、同法第8条が掲げる公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業である。

令和7年に本県関係で予告通知があったものは、中央労働委員会経由分も含め40件であった。

内訳は下表のとおりで、「運輸事業」の関係当事者が多くを占めており、主な交渉事項（争議項目）としては「賃金」に関するものが多い。

(1) 業種別区分

業種 受付労委	運輸事業	郵便、信書便 又は電気通信 の事業	水道、電気又 はガスの供給 の事業	医療又は公衆 衛生の事業	計
長崎県労働委員会	1			1	2
中央労働委員会	29	2	1	6	38
計	30	2	1	7	40

(2) 事項別区分

事項 受付労委	賃金	一時金	労働協約	労働条件	その他	計
長崎県労働委員会	1			1		2
中央労働委員会	21	10	3	6	18	58
計	22	10	3	7	18	60

(注) 1件の予告通知に複数の交渉事項（争議項目）が含まれることがある。

(3) 予告通知の受付件数の推移

年 受付労委	R3	R4	R5	R6	R7
長崎県労働委員会	4	4	3	1	2
中央労働委員会	30	31	38	37	38
計	34	35	41	38	40

5 労働争議の実情調査

労働委員会規則第62条の2の規定に基づき、当委員会に争議行為の予告通知があったもの及び中央労働委員会経由で通知があったもののうち、県内に本社又は組合の本部がある公益事業について労働争議の実情調査を行う。

令和7年の調査件数は8件で、詳細は以下の表のとおりである。

なお、実情調査の対象とした案件において、令和7年に発生した争議行為は1件であった。

(1) 実情調査の推移

○関係当事者の業種別区分

業種 \ 年	R3	R4	R5	R6	R7
運 輸 事 業	12	8	7	9	7
郵便、信書便又は電気通信の事業					
水道、電気又はガスの供給の事業					
医 療 又 は 公 衆 衛 生 の 事 業			1	1	1
計	12	8	8	10	8

○交渉事項別区分（主な交渉事項）

交渉事項 \ 年	R3	R4	R5	R6	R7
賃 金	6	6	6	6	6
一 時 金					
労 働 協 約 関 係	3	2	1	1	
そ の 他	3		1	3	2
計	12	8	8	10	8

(2) 実施状況

番号	組 合 名 (関係当事者の事業)	組合員数 (人)	交 渉 事 項 (争議項目)	調査開始日	争議行為	終結状況
				調査終結日		
1	長崎県民主医療機関 連合会労働組合 (医療又は公衆衛生の事業)	296	賃上げ等	R7. 2.28	有	解決
				R7. 6. 2		
2	対馬交通労働組合 (運輸事業)	45	賃上げ等	R7. 3.10	無	解決
				R7. 3.28		
3	長崎バスユニオン (運輸事業)	153	賃上げ等	R7. 3.10	無	解決
				R7. 3.21		
4	五島バス労働組合 (運輸事業)	48	賃上げ等	R7. 3.10	無	解決
				R7. 3.25		
5	壱岐交通労働組合 (運輸事業)	45	賃上げ等	R7. 3.10	無	解決
				R7. 3.26		
6	島原鉄道労働組合 (運輸事業)	118	賃上げ等	R7. 3.10	無	解決
				R7. 3.31		
7	オリエンタルエアブリッジ 整備労働組合 (運輸事業)	19	労働条件等	R7. 6. 3	無	解決
				R7. 6.30		
8	長崎バスユニオン (運輸事業)	150	労働条件等	R7.11.19	無	解決
				R7.12.18		

第3節 労働組合の資格審査

1 資格審査制度の概要

労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合でなければ、

不当労働行為の救済申立て

(同法第27条)

法人登記

(同法第11条)

労働委員会の労働者委員の推薦

(同法第19条の12第3項)

などを行うことができない。

(同法第5条第1項)

このため、労働組合は、その都度、労働委員会に証拠を添えて資格審査の申請を行うこととなる。

2 審査の概要

(1) 取扱件数の推移

		R3	R4	R5	R6	R7
取扱 件数	前年からの繰越	3	1	2	1	
	新 規	1	1	2	2	2
	計	4	2	4	3	2
申請 事由別 件数	不当労働行為事件	3	2	2	2	
	法 人 登 記			1	1	1
	委 員 推 薦	1		1		1
	計	4	2	4	3	2
終結 件数	取 下 げ			1		
	打 切 り	2			2	
	適 格	1		2	1	2
	不 適 格					
	計	3	0	3	3	2
翌 年 へ 繰 越		1	2	1	0	0

(2) 取扱状況

令和 7 年の取扱件数は 2 件で、うち新規の申請は 2 件である。

申請事由別では、法人登記を目的とするものが 1 件、労働委員会の労働者委員の推薦を目的とするものが 1 となっている。

終結件数は 2 件で、翌年へ繰越となったものはない。

番号	審査番号	申 請 者	申請事由	申請日	終結区分
				終結日	
1	7 (資) 1	A 労働組合	法人登記	R7. 1.27	適格
				R7. 2.27	決定R7.2.21
2	7 (資) 2	B 労働組合	委員推薦	R7. 8.20	適格
				R7. 9. 9	決定R7.9.5

第4節 不当労働行為事件の審査

1 不当労働行為制度の概要

- (1) 労働組合又は労働者は、使用者が次の行為を行ったときは、労働委員会に対し、救済申立てをすることができる。
(労働組合法第27条・労働委員会規則第32条)
- (ア) 労働組合の結成・加入あるいは正当な組合活動をしたことに対し、その労働者を不利益に取り扱うこと
(同法第7条第1号前段)
- (イ) 労働者が労働組合に加入しないこと、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること
(同法第7条第1号後段)
- 正当な理由なく団体交渉を拒否すること
(同法第7条第2号)
- (ア) 労働組合の結成や運営を支配し、若しくはこれに介入すること
(同法第7条第3号前段)
- (イ) 労働組合の運営に対し、経費援助を行うこと
(同法第7条第3号後段)
- 労働者が労働委員会に対し救済申立てなどを行ったことに対し、報復措置をとること
(同法第7条第4号)
- (2) 労働委員会は申立てに基づき、調査・審問を行い、事実を認定し、救済命令等必要な処分を行う。
(同法第27条、27条の7、27条の12)
- (3) 長崎県労働委員会においては、事件の審査期間(救済申立から終結までの期間)の目標を、平成24年11月22日以降に申立てがあった事件について、1年としている。
(同法第27条の18)

2 審査の概要

(1) 取扱件数の推移

			R3	R4	R5	R6	R7	
取扱 件数	前年からの繰越		3	1	2	1		
	新 規			1		1		
	計		3	2	2	2	0	
終結 件数	和解等	取 下 げ					1	
		和解	関 与	2			1	
			無関与					
		小 計		2	0	0	2	0
	命令	全部救済						
		一部救済				1		
		棄 却						
		小 計		0	0	1	0	0
	計		2	0	1	2	0	
翌 年 へ 繰 越			1	2	1	0	0	

(2) 取扱状況

令和7年は、係属事件がなかった。

(3) 審査期間の目標達成状況

令和7年は、係属事件がなかった。

3 事件記録

令和7年は、係属事件がなかった。

4 再審査

(1) 再審査制度の概要

都道府県労働委員会が発した命令（初審命令という）等を不服とする当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。（労働組合法第27条の15）

(2) 再審査申立事件の審査状況

当労働委員会の命令を不服とする再審査申立事件はない。

5 行政訴訟

(1) 訴訟制度の概要

労働委員会の初審命令又は再審査命令に不服のある当事者は、その命令等が発した労働委員会を相手方として、命令の取消しを求めて裁判所に行政訴訟を提起することができる。（労働組合法第27条の19、行政事件訴訟法第9条、第14条）

(2) 行政訴訟の状況

当労働委員会の命令を不服とする行政訴訟の令和7年における状況は次表のとおりであり、1件が係属中である。

事件 番号	原 告	提 訴 日	初 審 の 概 要		
	被 告	終 結 日	事件 番号	7 条 該当号	申立日 終結日 (終結区分)
長崎 地裁 令和5年 (行ウ) 第4号	X(使用者)	R5. 6. 9	2(不)1	2	R2. 5.14
	長崎県	-			R5. 5.12 (一部救済)

第5節 非組合員の範囲の認定・告示

1 概 要

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を認定して告示することをその地方公営企業等の主たる事業所を管轄する都道府県労働委員会が取り扱うこととなっている。

労働組合における非組合員の範囲をあらかじめ明確にしておくことで、無用の紛争を防ぎ、地方公営企業等における労使関係を円滑にするものである。

2 取扱事件

令和7年の取扱いはない。

第6節 個別的労使紛争のあっせん

1 個別あっせんの概要

個々の労働者と使用者との間に生じた労働条件等に関する紛争について、労働者又は使用者からあっせんの申し出があったとき、会長から指名されたあっせん員が、公正な立場に立って、実情に即した迅速かつ適正な解決を行う。

（個別的労使紛争のあっせんに関する要綱第2条）

（1）取扱件数

	R3	R4	R5	R6	R7
前年からの繰越		3	2	1	
新規	7	5	1	1	2
計	7	8	3	2	2

（2）あっせん事項別取扱件数（新規事件）

	R3	R4	R5	R6	R7
経営又は人事	3	4	1		1
賃金等					
労働条件等	1				
職場の人間関係	2	1		1	1
その他	1			1	1
計	7	5	1	2	3

（注）1件の申し出に複数のあっせん事項が含まれることがある。

（3）終結区分別取扱件数

	R3	R4	R5	R6	R7
解決	1	3	1	1	
取下げ					
打切り	3	3	1	1	1
不開始					
計	4	6	2	2	1
（繰越）	3	2	1	0	1

（4）所要日数別取扱件数（終結事件）

	R3	R4	R5	R6	R7
1～20日				1	
21～30日					
31～40日		1	1		
41～60日		1			1
61日以上	4	4	1	1	
計	4	6	2	2	1

（注）処理日数はあっせん員指名の日から終結までの日数

（5）業種別取扱件数（新規事件）

	R3	R4	R5	R6	R7
農業，林業					
漁業					
鉱業，砕石業，砂利採取業					
建設業					
製造業					1
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業		1			
運輸業，郵便業					
卸売業，小売業			1		
金融業，保険業					
不動産業，物品賃貸業					
学術研究，専門・技術サービス業	2				
宿泊業，飲食サービス業				1	1
生活関連サービス業，娯楽業	2				
教育，学習支援業		2			
医療，福祉	3	2			
複合サービス事業					
サービス業					
公務					
計	7	5	1	1	2

2 取扱状況

番号	事件番号	調整事項	申出年月日	終結区分	調整回数	処理日数	担当 あっせん員
			あっせん員指名日				
			終結年月日				
1	7 個 1	・退職理由の補正 ・福利厚生費用未払の解決	R7. 1.24	打切	0	48	(公) 福澤 (労) 菊永 (使) 峯下
			R7. 2.19				
			R7. 4 .7				
2	7 個 2	・パワハラに係る謝罪及び賠償	R7.10.23	(繰越)	0	-	(公) 矢野 (公) 川島 (労) 本田 (労) 岩永 (使) 川口
			R7.10.31				
			-				

(注) 処理日数はあっせん員指名日から終結までの日数

発 行 : 令和8年2月
編 集 : 長崎県労働委員会事務局
所 在 地 : 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号(行政棟7階)
電 話 番 号 : (095) 894-3571
ファックス番号 : (095) 894-3481
メールアドレス : s23000@pref.nagasaki.lg.jp
ホームページ : <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/koyo-rodo/rodoshasien/rodoiinkai/katsudojisseki-shiryoshu-rodoiinkai/>
(下記QRコードからもアクセスが可能です。)

